

事業番号	08 04 30	事業改善シート（26年度実施事業分）			<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	家畜保健衛生所運営費				担当課	部局	農政部	
総合5か年計画	プロジェクト				課・室	園芸畜産課		
	施策の総合的展開	1-3 夢に挑戦する農業 2 自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産			E-mail	enchiku@pref.nagano.lg.jp		
		4-2 県民生活の安全確保 4 食品・医薬等の安全確保			実施期間	S25 ~		

### 1 事業の概要

目指す姿	家畜保健衛生所の円滑な運営により、家畜伝染病の発生防止及び危機管理体制の強化並びに畜産物の安全性の確保を推進し、安全・安心な畜産物を安定して供給できる生産体制を維持する。		
現状（予算編成時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際化の進展により、海外からの悪性伝染病の侵入リスクが高まっている。</li> <li>○高品質で低コストな畜産物が求められている。</li> <li>○食の安全・安心を強く求める消費者が増えている。</li> </ul>		
県が関与する理由	県でなければ実施不可（法令等義務）	【左記の説明、根拠法令等】 家畜保健衛生所法に基づき設置することが義務付けられた所の運営に係る経費	
成果目標・事業内容	① 成果目標（H26） 家畜保健衛生所の円滑な運営により各事業の推進が図られていることから、家畜保健衛生所が実施する各事業の実施件数等を成果目標とする。 ・結核・ブルセラ・ヨーネ病検査数 申請に対して100%実施 ・鳥インフルエンザモニタリング検査数 対象鶏について100%実施 ・腐蛆病検査群数 申請に対して100%実施 ・農場巡回戸数 対象農場について100%実施 ・BSE検査数 対象牛に対して100%実施		
	② 事業内容 <span style="float:right">(単位:千円)</span>		
	項目	実施方法	H26事業実績
			H26 (当初) (決算) H27 (当初)
家畜保健衛生所運営費	直接	家畜保健衛生所の円滑な運営	25,626 24,317 26,040
		合計	25,626 24,317 26,040

事業	区分(単位:千円)		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額	前年度繰越				
当初予算		24,998	23,359	25,626	26,040	
補正予算		0	-295			
合計(A)		24,998	23,064	25,626	26,040	
コスト	Aの財源					
	一般財源		17,370	15,889	17,627	17,835
	県債		0	0	0	0
	国庫支出金		0	0	0	0
Bの財源						
その他(手数料)		7,628	7,175	7,999	8,205	
決算額(B)		27,749	22,328	24,317		
概算人員数						
職員数(人)		6.50	6.50	6.50	6.50	
概算人件費						
概算人件費(C)		53,677	53,677	53,677	53,677	
概算事業費(B(A)+C)		81,426	76,005	77,994	79,717	

項目	H25末(実績)	H26			H27目標
		目標	成果	達成状況	
結核・ブルセラ・ヨーネ病検査数	申請に対して100%実施	申請に対して100%実施	申請に対して100%実施	達成	申請に対して100%実施
鳥インフルエンザモニタリング検査数	対象鶏について100%実施	対象鶏について100%実施	対象鶏について100%実施	達成	対象鶏について100%実施
腐蛆病検査群数	申請に対して100%実施	申請に対して100%実施	申請に対して100%実施	達成	申請に対して100%実施
農場巡回戸数	対象農場について100%実施	対象農場について100%実施	対象農場について100%実施	達成	対象農場について100%実施
BSE検査数	対象牛に対して100%実施	対象牛に対して100%実施	対象牛に対して100%実施	達成	対象牛に対して100%実施

目標に対する成果の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視伝染病の検査を実施し、当該疾病を摘発し、農場内の当該疾病のまん延防止の指導を行った。</li> <li>・農場を巡回し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、未遵守農場に対して改善指導を行った。</li> <li>・家畜伝染病予防法に基づく、監視伝染病の検査、農場巡回は、対象となる畜種、農家について、すべて実施することができた。</li> <li>・BSE検査は、全ての検査対象牛(24か月齢以上の死亡牛)について実施できた。</li> </ul>
-------------	---

### 2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 引き続き、監視伝染病の検査を行い、疾病を摘発し、まん延防止に努める。
--------------------	---